

令和8年度 一般募金 配分基準について

(イ) 小地域福祉活動事業（地区社協の行う地域福祉事業）

(1) 地域における福祉活動費（例：配食、昼食会、買い物支援等）

○食料費・食材費等 …… ※ 1人当たり800円以内

○諸経費（上記外でかかる費用）

○講師謝金等

☆延べ人数×1人当たりの費用（食糧・食材費）＋諸経費＋講師謝金等（上限100,000円）

※講師一人につき、謝金及び交通費をあわせて30,000円以内とします。

(2) 広報活動に関する助成（地区社協だより等）

○印刷費（片面100円・両面200円）

○諸経費（上記外でかかる費用）

☆世帯分×印刷費＋諸経費（上限100,000円）

(ロ) 福祉団体活動支援事業

（市内で活動する福祉団体や、ボランティア団体やグループの助成費）

(1) 地域福祉に資する活動費（奉仕活動・広報活動）

○活動に必要な機材、資材

○諸経費（上記外でかかる費用）

☆機材、資材及び諸経費（上限100,000円）

(2) 会員、グループ等および関係者の活動に関する助成（研修会、交流会等）

○食料費・食材費 …… ※ 1人当たり800円以内

○諸経費（上記外でかかる費用）

○講師謝金等

☆延べ人数×1人当たりの費用（食糧・食材費）＋諸経費＋講師謝金等（上限100,000円）

※講師一人につき、謝金及び交通費をあわせて30,000円以内とします。